

令和4年12月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和4年12月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和4年12月1日（木）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第1庁舎 第2委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第33号 職員の懲戒処分について
 - 5 報告第20号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
 - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第33号 職員の懲戒処分について
 - 2 報告第20号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
- 5 出席者

教育長	田中 庸惠
委員	島田 由紀子
委員	大高 究
委員	山元 幸惠
- 6 欠席者

委員	平田 史郎
委員	広瀬 由紀
- 7 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉 貴志
生涯学習部長	永田 治
生涯学習部次長	吉田 一弘
学校教育部長	藤井 義康
学校教育部次長	奥田 淳
学校教育部学校建設担当参事	佐原 達雄
教育総務課長	町田 茂幸
教育施設課長	小山松 健

社会教育課長
中央図書館長
考古博物館長
義務教育課長
保健体育課長
就学支援課長
人事課長

澁谷 裕司
安永 崇
杉山 元明
池田 淳一
関原 一久
秀谷 康久
後藤 貴志

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課 主 幹
// 副主幹
// 主 査

須志原 みゆき
三河 崇邦
新田 伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和4年12月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案1件、報告1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第33号「職員の懲戒処分について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

挙手全員であります。よって、本案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件がすべて終了してから行います。

それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、山元幸恵委員、大高究委員を指名いたします。よろしく願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、島田由紀子委員を指名いたします。島田由紀子委員、お願いいたします。

○島田由紀子委員

かしこまりました。それでは、「報告」に入ります。報告第20号「令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第20号「令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の1ページから3ページをお願いいたします。令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、意見を求められた市議会提出議案の内容について異議のないものとして、教育長が令和4年11月17日に臨時に代理し、同日付けで市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。議案の4ページをお願いいたします。「1.歳入歳出予算補正」のうち、歳出予算補正についてです。はじめに、第11款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費でございます。第7節・報償費におきまして、外国籍の子どものうち就学の意味がありながらも日本語が習得できていない場合において、就学前に日

本語指導の場を設け円滑に学校生活を送れるようにするため、就学前日本語指導教室を実施しております。今年度は指導人数が多く、過去の実績と比較すると当初予定していた実施件数を大幅に上回る見込みであることから、日本語指導サポーターの講師謝礼金として19万2,000円を増額するものでございます。続きまして、第2項・小学校費、第1目・学校管理費でございます。第10節・需用費におきまして、電気料金・ガス料金について社会情勢の影響に伴う価格高騰により予算不足が見込まれることから、小学校の維持管理経費として光熱水費7,400万円、また、老朽化した小学校の修繕を実施するため、原材料費の高騰も鑑み、施設修繕料3,300万円、合計で1億700万円を増額するものでございます。第17節・備品購入費におきまして、これまで35人学級の適用が1年生から3年生までだったところ、来年度は4年生までとなり、新たに1学年増となることでクラス数が増となる学校が増え、予算に不足が生じることから、児童用机・椅子・ロッカーなど小学校の管理用備品経費として、学校用備品費400万円を増額するものでございます。続きまして、第3項・中学校費、第1目・学校管理費でございます。第10節・需用費におきまして、先ほどの小学校費でご説明しました内容と同様、電気料金・ガス料金について価格高騰により予算不足が見込まれることから、中学校の維持管理経費として光熱水費4,600万円、また、老朽化した中学校の修繕を実施するため、原材料費の高騰も鑑み、施設修繕料2,000万円、合計で6,600万円を増額するものでございます。第17節・備品購入費につきまして、次年度の推計状況から小学校費と同様にクラス数が増となる学校が増え、予算に不足が生じることから、生徒用机・椅子・ロッカーなど中学校の管理用備品経費として、学校用備品費100万円を増額するものでございます。第2目・教育振興費でございます。第18節・負担金補助及び交付金におきまして、市内中学校の吹奏楽部・合唱部などの文化部がより上位の大会へ進むことになったため、行事参加生徒の経費として交付金33万7,000円を増額するものでございます。次に、第4項・学校給食費、第1目・学校給食費でございます。第10節・需用費におきまして、給食室のガス料金について、価格高騰により予算不足が見込まれることから、給食室の維持管理経費として光熱水費2,200万円を増額するものでございます。次に、第6項・社会教育費、第2目・文化財費でございます。第13節・使用料及び賃借料におきまして、民間事業者の宅地開発に伴う埋蔵文化財発掘調査依頼が多くなり、既定予算に不足をきたすことから、遺跡調査用機械借上料として借上料145万円を増額するものでございます。次に、第3目・公民館費でございます。第10節・需用費におきまして、電気・ガス料金の価格高騰により予算不足が見込まれることから、公民館の維持管理経費として光熱水費700万円を増額するものでございます。次に、第4目・図書館費でございます。第10節・需用費におきまして、同じく電気・ガス料金の価格高騰により予算不足が見込まれることから、信篤図書館・南行徳図書館・平田図書館などの地域図書館における光熱水費100万円、また、同じく地域図書館のトイレ洋式化を進めるにあたり、アスベスト対応などの経費により予算に不足が生じることから施設修繕料300万円、合計で400万円を増額するものでございます。次に、第9目・生涯学習センター費でございます。第10節・需用費におきまして、電気・ガス料金の価格高騰により予算不足が見込まれることから、生涯学習センタ

一の維持管理経費として、光熱水費2,400万円を増額するものでございます。以上、歳出につきましては、教育費において2億3,697万9千円を増額するもので、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、143億6,017万5千円となります。なお、歳入予算の補正はございません。

最後に、5ページをお願いいたします。「2. 債務負担行為補正」について、ご説明いたします。第1段・小学校屋内運動場冷暖房設備借上料におきまして、児童・生徒の学習環境、教職員の職場環境の安全確保に加え、災害時には避難所としての機能をもつ体育館のエアコン整備は急務であることから、避難所となる小学校7校の体育館に冷暖房設備をリースにて設置するため、令和4年度から令和18年度まで5億9,500万円を限度額とした追加の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。第2段・学校給食室冷暖房設備借上料におきまして、今年は、例年よりも早く始まった猛暑の影響もあり、夏休み開始までの間に、給食調理従事者から体調不良を訴える報告が36件ございました。このため、早急に学校給食室における職場環境を改善し、安全安心な給食の提供を行っていくため、冷暖房設備がない39校の給食室すべてに冷暖房設備を、リースにより設置するため、令和4年度から令和10年度まで3億8,200万円を限度額とした追加の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。特にないようですので、報告第20号を終了いたします。続きまして、非公開の議事に入ります。教育長、お願いいたします。

○教育長

かしこまりました。それでは、議案第33号の議事につきましては、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、教育長が指定する者以外は退席をお願いいたします。教育次長、各部部长、次長、学校建設担当参事、人事課長、教育総務課長以外の方は退室をお願いします。これにて暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退室】

【議案第33号 非公開部分】

【職員 再入室】

○教育長

それでは、これをもちまして、令和4年12月定例教育委員会を閉会いたします。
(午後3時20分閉会)